平成２７年（フ）第５２５号
岡山県赤磐市山陽７丁目１番２―504号
債務者　上田　雅子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０号
岡山市北区久米332番地７
債務者　碇谷　悟
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２号
岡山市中区門田本町２丁目２番47―４号サンフラット102号、旧住所岡山市中区藤崎528番地26
債務者　山下　勝利
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６号
岡山市中区湊86番地２
債務者　吉村　全弘
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５１７号
神奈川県小田原市栢山574番地の１　サンハイツ中戸川　101号、前住所神奈川県小田原市東町３丁目１番24号
破産者　佐藤　一隆
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第６７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1672番地　アクアテラス嬉野102号室、開始決定時の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙354番地３
破産者　岩松　龍男
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第６９号
鹿児島県奄美市笠利町大字中金久163番地１
破産者　川見　政利
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１８４９号
札幌市中央区南５条西９丁目1008番地２　クイーン南５条603号
破産者　矢橋　馨一
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９０号
宮城県宮城郡松島町松島字蛇ケ崎右３番地の１　ハイツ関203号、従前の住所仙台市宮城野区清水沼２丁目３番17号　コーポクドウ201
破産者　土田　光雄
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７２１号
宮城県岩沼市館下１丁目２番17号
破産者　関本　一明
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７６５号
仙台市若林区新弓ノ町68番地　コーポラス針生Ｆ棟102、従前の住所仙台市若林区連坊小路107番地
破産者　高橋　真理
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７６６号
仙台市若林区新弓ノ町68番地　コーポラス針生Ｆ棟102、従前の住所仙台市若林区連坊小路107番地
破産者　高橋　健一
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８１５号
宮城県名取市相互台４丁目28番地の11
破産者　阿部　喜美
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１８号
新潟県佐渡市両津夷195番地４
破産者　齋藤　武志
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第１９号
新潟県佐渡市両津夷195番地４
破産者　齋藤　　導
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第１４８号
富山県高岡市戸出町２―４―15　ＴＭＴビル206号室、開始決定時の住所富山県射水市黒河3739番地
破産者　佐野工業こと　佐野　靖二
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１４９号
富山県高岡市戸出町２―４―15　ＴＭＴビル206号室、開始決定時の住所富山県射水市黒河3739番地
破産者　佐野　清美
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部